

## 教員免許状取得に係る必要単位数等の概要

教員免許状の授与を受ける場合、(1)、(2)に示す単位数を修得することが必要となっている。また、小学校、中学校の教員免許状を取得する場合には、その単位に加えて、(3)に示す介護等体験が必要となっている。

### (1) 教育職員免許法第5条別表第1に定める科目（教職課程において修得すべき科目）

| 第一欄<br>所要資格 |       | 第二欄<br>基礎資格                                    | 第三欄      |          |              |              |
|-------------|-------|--|----------|----------|--------------|--------------|
| 免許状の種類      |       |  | 教科に関する科目 | 教職に関する科目 | 教科又は教職に関する科目 | 特別支援教育に関する科目 |
| 幼稚園教諭       | 専修免許状 | 修士の学位を有すること                                    | 6        | 3 5      | 3 4          |              |
|             | 一種免許状 | 学士の学位を有すること                                    | 6        | 3 5      | 1 0          |              |
|             | 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること                                 | 4        | 2 7      |              |              |
| 小学校教諭       | 専修免許状 | 修士の学位を有すること                                    | 8        | 4 1      | 3 4          |              |
|             | 一種免許状 | 学士の学位を有すること                                    | 8        | 4 1      | 1 0          |              |
|             | 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること                                 | 4        | 3 1      | 2            |              |
| 中学校教諭       | 専修免許状 | 修士の学位を有すること                                    | 2 0      | 3 1      | 3 2          |              |
|             | 一種免許状 | 学士の学位を有すること                                    | 2 0      | 3 1      | 8            |              |
|             | 二種免許状 | 短期大学士の学位を有すること                                 | 1 0      | 2 1      | 4            |              |
| 高等学校教諭      | 専修免許状 | 修士の学位を有すること                                    | 2 0      | 2 3      | 4 0          |              |
|             | 一種免許状 | 学士の学位を有すること                                    | 2 0      | 2 3      | 1 6          |              |
| 特別支援学校教諭    | 専修免許状 | 修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 |          |          |              | 5 0          |
|             | 一種免許状 | 学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。 |          |          |              | 2 6          |
|             | 二種免許状 | 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。              |          |          |              | 1 6          |

※ 教科に関する科目及び教職に関する科目の修得方法については、次頁以降参照。

### (2) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（教職課程か否かを問わず、大学等において修得すべき科目）

- 日本国憲法 2単位
- 体育 2単位
- 外国語コミュニケーション 2単位
- 情報機器の操作 2単位

### (3) 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条に定める介護等体験

- 7日間の障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験

## 教科に関する科目の修得方法

### ○ 教育職員免許法施行規則

第二条 免許法別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。

2（略）

第三条 免許法 別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち一以上の科目について修得するものとする。

2（略）

第四条 免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。

| 第一欄  | 第二欄  |
|------|--|
| 免許教科 | 教科に関する科目   |
| 国語   | 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）<br>国文学（国文学史を含む。）<br>漢文学<br>書道（書写を中心とする。）   |
| 社会   | 日本史及び外国史<br>地理学（地誌を含む。）<br>「法律学、政治学」<br>「社会学、経済学」<br>「哲学、倫理学、宗教学」  |
| 数学   | 代数学<br>幾何学<br>解析学<br>「確率論、統計学」<br>コンピュータ   |
| 理科   | 物理学<br>物理学実験（コンピュータ活用を含む。）<br>化学<br>化学実験（コンピュータ活用を含む。）<br>生物学<br>生物学実験（コンピュータ活用を含む。）<br>地学<br>地学実験（コンピュータ活用を含む。） |
| 音楽   | ソルフェージュ<br>声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）<br>器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）<br>指揮法<br>音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）   |
| 美術   | 絵画（映像メディア表現を含む。）<br>彫刻<br>デザイン（映像メディア表現を含む。）<br>工芸<br>美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）                        |
| 保健体育 | 体育実技<br>「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）   |

|      |   |
|------|---|
|      | 生理学（運動生理学を含む。）<br>衛生学及び公衆衛生学<br>学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）  |
| 保健   | 生理学及び栄養学<br>衛生学及び公衆衛生学<br>学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）  |
| 技術   | 木材加工（製図及び実習を含む。）<br>金属加工（製図及び実習を含む。）<br>機械（実習を含む。）<br>電気（実習を含む。）<br>栽培（実習を含む。）<br>情報とコンピュータ（実習を含む。）   |
| 家庭   | 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）<br>被服学（被服製作実習を含む。）<br>食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）<br>住居学<br>保育学（実習を含む。）  |
| 職業   | 産業概説<br>職業指導<br>「農業、工業、商業、水産」<br>「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」   |
| 職業指導 | 職業指導<br>職業指導の技術<br>職業指導の運営管理  |
| 英語   | 英語学<br>英米文学<br>英語コミュニケーション<br>異文化理解   |
| 宗教   | 宗教学<br>宗教史<br>「教理学、哲学」  |
| 備考   | <p>一 第二欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。（次条の表の場合においても同様とする。）</p> <p>二 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。（次条の表の場合においても同様とする。）</p> <p>三 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたって行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち二以上の科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。（次条、第九条、第十五条第四項、第十八条の二及び第六十四条第二項の場合においても同様とする。）</p> |

第五条 免許法別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

| 第一欄  | 第二欄   |
|------|---|
| 免許教科 | 教科に関する科目  |
| 国語   | 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）<br>国文学（国文学史を含む。）<br>漢文学 |
| 地理歴史 | 日本史<br>外国史<br>人文地理学及び自然地理学<br>地誌                  |
| 公民   | 「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」                      |

|      |   |
|------|---|
|      | 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」<br>「哲学、倫理学、宗教学、心理学」   |
| 数学   | 代数学<br>幾何学<br>解析学<br>「確率論、統計学」<br>コンピュータ  |
| 理科   | 物理学<br>化学<br>生物学<br>地学<br>「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」                 |
| 音楽   | ソルフェージュ<br>声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）<br>器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）<br>指揮法<br>音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）            |
| 美術   | 絵画（映像メディア表現を含む。）<br>彫刻<br>デザイン（映像メディア表現を含む。）<br>美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）                                       |
| 工芸   | 図法及び製図<br>デザイン<br>工芸制作（プロダクト制作を含む。）<br>工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）   |
| 書道   | 書道（書写を含む。）<br>書道史<br>「書論、鑑賞」<br>「国文学、漢文学」   |
| 保健体育 | 体育実技<br>「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）<br>生理学（運動生理学を含む。）<br>衛生学及び公衆衛生学<br>学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）  |
| 保健   | 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」<br>衛生学及び公衆衛生学<br>学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）  |
| 看護   | 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」<br>看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）<br>看護実習   |
| 家庭   | 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）<br>被服学（被服製作実習を含む。）<br>食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）<br>住居学（製図を含む。）<br>保育学（実習及び家庭看護を含む。）<br>家庭電気・機械及び情報処理 |
| 情報   | 情報社会及び情報倫理<br>コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）<br>情報システム（実習を含む。）<br>情報通信ネットワーク（実習を含む。）<br>マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）<br>情報と職業              |
| 農業   | 農業の関係科目   |

|      |   |
|------|---|
|      | 職業指導  |
| 工業   | 工業の関係科目<br>職業指導   |
| 商業   | 商業の関係科目<br>職業指導   |
| 水産   | 水産の関係科目<br>職業指導   |
| 福祉   | 福祉社会福祉学（職業指導を含む。）<br>高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉<br>社会福祉援助技術<br>介護理論及び介護技術<br>社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）<br>人体構造及び日常生活行動に関する理解<br>加齢及び障害に関する理解 |
| 商船   | 商船の関係科目<br>職業指導   |
| 職業指導 | 職業指導<br>職業指導の技術<br>職業指導の運営管理  |
| 英語   | 英語学<br>英米文学<br>英語コミュニケーション<br>異文化理解   |
| 宗教   | 宗教学<br>宗教史<br>「教理学、哲学」  |

## 教職に関する科目の修得方法

### ○教育職員免許法施行規則

第六条 免許法別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

| 第一欄     | 教職に関する科目 | 右項の各科目に含めることが必要な事項 | 幼稚園教諭   |       |       | 小学校教諭 |       |       | 中学校教諭 |       |       | 高等学校教諭 |       |   |
|---------|----------|--------------------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|---|
|         |          |                    | 専修免許状   | 一種免許状 | 二種免許状 | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 | 専修免許状 | 一種免許状 | 二種免許状 | 専修免許状  | 一種免許状 |   |
| 最低修得単位数 | 第二欄      | に教職に関する科目等         | 教職の意義及び教員の役割<br>教員の職務内容（研修、職務及び身分保障等を含む。）<br>進路選択に資する各種の機会の提供等  | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2      | 2     | 2 |
|         | 第三欄      | する教育の基礎理論に関する科目    | 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想<br>幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）<br>教育に関する社会的、制度的又は経営的事項               | 6     | 6     | 4     | 6     | 6     | 4     | 6     | 6     | 4      | 6     | 6 |
|         | 第四欄      | する教育課程及び指導法に関する科目  | 教育課程の意義及び編成の方法<br>各教科の指導法<br>道徳の指導法<br>特別活動の指導法<br>教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）   |       |       |       | 22    | 22    | 14    | 12    | 12    | 4      | 6     | 6 |
|         |          | 進路指導等に関する科目        | 生徒指導の理論及び方法<br>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法<br>進路指導の理論及び方法<br>幼児理解の理論及び方法<br>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 | 18    | 18    | 12    |       |       |       |       |       |        |       |   |
|         | 第五欄      |                    | 教育実習  | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     | 5     | 5      | 3     | 3 |
|         | 第六欄      |                    | 教職実践演習  | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2      | 2     | 2 |

備考

- 四 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち六以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち二以上を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 五 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位以上を修得するものとする。